

しものなるべし、それよりしては嚴島詣にもめされけり、いまの世、こゝにてかごてふものは、堂上にては板ごしなどいひて、大臣等は白木もてつくり、有明網代、むしろつゝ、みなどあるなり、この地にては、それをかごといふ、こは轆切といふものよりはじまりしなり、荷輿てふことも、舜舊記などにおほく出したるが、これまた似たるものなるべし、肩にてになふゆへになづけけむ、尤轆切の源始はさだかならず、むかしたのりものといふは、輿をも馬をもいひたるなり、二水記に、大永三年六月十三日、各直垂乗物也、廣姉等輿、少納言馬、とみえたりとぞ、籠輿、舜舊記には、鹿籠輿とかけり、このふたつは、今いふかごのことにやはべらむ。

〔真丈雜記輿七〕一籠の輿と云物あり、中今の駕籠乗物の類なるべき歟、

〔滿濟准后記〕正長二年三月廿九日、今日戌始、予院參、堅固内々儀也、著裘袋、乘袖輿、扈從僧綱、松橋僧

都賢紹、重衣房官一人、

〔倭訓栞前編九〕こし、ござ包みを荷輿とす、地下も用う、

〔故實拾要六〕荷輿

是地下ノ輩ノ乘輿ヲ云也、堂上モ納言以下ハ常ニ用之、晴ノ時ハ不用之也、ゴザニテ包タル輿ヲ荷輿ト云也、

〔梵舜日記〕慶長二年四月十三日、龍御料人、甲賀郡水口之城へ嫁娶始也、中略荷輿同上五丁也、

元和四年五月十三日辛丑、荷輿筵包、大工申付、爲作料、銀三貫目遣也、十年九月十六日丁卯、予食

過、令下山罷歸也、於路次、神輿昇置御座也、予荷輿ヨリ令下輿、拜罷通也、

〔梵舜日記〕慶長五年十二月十四日、京へ銀子十文目、破木十束、同貳十疋、次破木十束、次同貳十疋、次

擔輿於京申付來代六文目也、

包輿

擔輿

荷輿

袖輿

〔大江俊矩記〕文化五年三月五日辛丑、一酉刻出門、狩衣差袴、著用、乘輿、包輿也、昇人四人、紋付看板著用、